平成２７年（フ）第９０号
神戸市中央区中尾町14番２号　メゾーネ中尾304号
債務者　松井　保昭
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１号
神戸市長田区片山町１丁目11番７号　ロイヤルサクラ405号
債務者　福田　圭佑
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２号
神戸市長田区片山町１丁目11番７号　ロイヤルサクラ405号
債務者　福田恵理香
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６号
神戸市垂水区野田通１番16号マリンクレール野田106号
債務者　黒田　幹浩
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０１号
神戸市灘区新在家南町３丁目１番28―403号
債務者　重　　善弘
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０２号
神戸市灘区新在家南町３丁目１番28―403号
債務者　重　　陽子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
岡山県津山市小田中945番地12　パラッツオ・ピアチェーレＡ－１号室、住民票上の住所岡山県津山市志戸部645番地９
債務者　内山　友子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３４号
香川県東かがわ市白鳥565番地７
債務者　盛田　芳樹
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３号
福岡県大牟田市明治町２丁目61番地39
債務者　山口　義幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３１号
長崎県西海市西彼町白似田郷255番地３
債務者　森　　泰宏
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
長崎県長崎市三原１丁目12番17―501号、旧住所長崎県長崎市愛宕３丁目２番２号　ひぐちグループ愛宕町社宅センタービル103
債務者　牧山　武之
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
福島県いわき市常磐白鳥町勝丘109番地の106
債務者　渡邊　晴佳
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第５５号
茨城県土浦市大岩田1715番地　大岩田団地市営106―302
債務者　安田　幹雄
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５号
兵庫県姫路市飯田482番地
債務者　池田　昭三
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３号
香川県坂出市八幡町１丁目２番11号　松坂アパート６号
債務者　川田　健次
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３４号
福岡県小郡市大保1226番地１
債務者　あじ処良庵こと　上田　良一
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部